

令和 7 年 2 月定例会 文教厚生委員会（事前）

令和 7 年 2 月 6 日（木）

〔委員会の概要 こども未来部関係〕

立川委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時52分）

これよりこども未来部関係の調査を行います。

この際、こども未来部関係の 2 月定例会提出予定議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案】（説明資料、説明資料（その 2））

- 議案第 1 号 令和 7 年度徳島県一般会計予算
- 議案第 5 号 令和 7 年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算
- 議案第 34 号 とくしまこども未来会議設置条例の一部改正について
- 議案第 35 号 徳島県青少年健全育成条例及び徳島県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例の一部改正について
- 議案第 36 号 児童福祉法施行条例の一部改正について
- 議案第 63 号 令和 6 年度徳島県一般会計補正予算（第 8 号）

【報告事項】

- 徳島県こども計画案について（資料 1－1、1－2、1－3）
- 職員の不祥事案について

臼杵こども未来部長

それでは、文教厚生委員会説明資料及び説明資料（その 2）によりまして、2 月定例会に提出を予定しております案件につきまして、御説明申し上げます。

今回御審議いただきます案件は、令和 7 年度一般会計・特別会計予算案、その他の議案等の条例案、また、先議分といたしまして、令和 6 年度一般会計補正予算案でございます。

説明資料の 3 ページを御覧ください。

令和 7 年度こども未来部主要施策の概要について、7 項目を記載しております。

1、こどもの権利を大切ににつきましては、子供・若者が意見を表明しやすい環境整備やその意見をこども施策に反映する仕組みの構築を進めるとともに、社会的養育の推進に当たっては、子供の意見や意向を十分に尊重するなど、子供の権利擁護の実現に向け、取り組んでまいります。

2、こどもの健やかな育ちを支えるにつきましては、子供や若者が安全に安心して過ごすことができる多様な居場所づくりを推進するとともに、健やかに成長できる、社会全体で支えていく幅広い施策を推進してまいります。

3、困難な環境にあるこどもの支援につきましては、ヤングケアラーの早期把握・早期対応に努め、一人一人に寄り添った支援を推進するとともに、経済的理由から夢や希望を諦めることがないよう、奨学金の返還支援を実施してまいります。

4、社会的養育の推進につきましては、深刻化する児童虐待に適切に対応するため、こども女性相談センターなどの強化をはじめ、社会的養護を必要とする全ての子供が、心身ともに健やかに養育されるよう、里親養育の支援や児童養護施設等のソーシャルワークの充実など、養育環境の充実を図ってまいります。

5、結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境づくりにつきましては、若い世代にライフデザインを考える機会を提供するとともに、その希望を叶えるため、マリッサとくしまにおける出会いの創出をはじめ、ライフステージに応じたきめ細やかな支援を推進してまいります。

6、子育て支援の充実につきましては、市町村との緊密な連携の下、0歳から2歳の保育料無償化や子供の医療費助成による子育て家庭の経済的負担の軽減をはじめ、企業等と連携した仕事と子育てが両立できる職場環境づくりなど、子育て家庭への支援を推進してまいります。

7、私立学校の振興につきましては、高校生等が安心して教育を受けることができる環境を構築するため、家庭における教育費の負担軽減を図るとともに、私立学校の取組や運営費に対し、助成を行ってまいります。

4ページを御覧ください。

令和7年度の歳入歳出予算についてでございます。

一般会計当初予算の総額につきましては、表の左側から2番目、令和7年度当初予算額欄の最下段に記載のとおり170億5,458万8,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

5ページを御覧ください。

特別会計でございます。

青少年・こども家庭課所管の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計におきまして、1億7,809万4,000円を計上しております。

続きまして、課別の主要事項について、主なものを御説明申し上げます。

6ページを御覧ください。

こども未来政策課でございますが、計画調査費の摘要欄①、アのこどもアイデアプラットフォーム構築事業として、子供自身が意見を投稿できるフォームや県の施策について情報発信する機能を備えた子供向けポータルサイト構築のための経費等を計上しており、予算総額は38億507万5,000円となっております。

7ページを御覧ください。

子育て応援課でございますが、児童福祉総務費の摘要欄④、ア、（オ）のとくしま「共働き・子育て」応援事業として、男性の育休取得促進をはじめ、仕事と子育てが両立できる職場環境づくりに取り組む中小企業に対し、奨励金を支給するための経費や、8ページに記載してございます児童福祉総務費の摘要欄⑥、アの阿波っ子はぐくみ保育料助成事業として、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、0歳から2歳の保育料無償化の対象を新たに第1子以降へ拡大するための経費等を計上しており、予算総額は89億951万5,000円となっております。

次に、青少年・こども家庭課でございます。

10ページを御覧ください。

児童福祉総務費の摘要欄⑥、アの一時保護施設整備事業として、一時保護施設における子供の特性に応じたきめ細かなケアを推進するため、条例で定める新基準に適合する施設の整備に向けた取組の経費等を計上しており、予算総額は、11ページに記載のとおり43億3,999万8,000円となっております。

12ページを御覧ください。

青少年・こども家庭課所管の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計でございます。

母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立の助成を図るための経費として、総額1億7,809万4,000円を計上しております。

13ページを御覧ください。

債務負担行為についてでございます。

一般会計におきまして、こども未来政策課所管の奨学金返還支援費に係る補助金に関して3億6,000万円を、医光／医工融合プログラム修学支援費に係る補助金に関して4,800万円を、青少年・こども家庭課所管の児童相談所一時保護施設（仮称）地上権設定契約に関して2億8,560万円を限度額とした債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、その他の議案等につきまして、1点御説明いたします。

14ページを御覧ください。

条例案でございますが、①のとくしまこども未来会議設置条例の一部を改正する条例について、本県のこども施策に関する既存の計画を徳島県こども計画に統合すること等に伴い、とくしまこども未来会議の所掌する事項等について所要の改正を行うものでございます。

15ページを御覧ください。

②の児童福祉法施行条例の一部を改正する条例でございますが、児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準について定めるものでございます。

③の徳島県青少年健全育成条例及び徳島県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例の一部を改正する条例でございますが、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行うものでございます。

続きまして、説明資料（その2）を御覧ください。

令和6年度一般会計補正予算案につきまして、御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

一般会計歳入歳出予算について、補正総額は、総括表一番下の計欄の左から3列目に記載のとおり1億5,212万4,000円の増額をお願いしておりまして、補正後の予算総額は、その右の欄のとおり153億4,361万8,000円となっております。

補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

次に、課別主要事項につきまして、御説明申し上げます。

4ページを御覧ください。

こども未来政策課でございますが、企画総務費の摘要欄①、アの企業等の奨学金返還支援制度導入促進事業では、企業等の奨学金返還支援制度を導入する中小企業に対し、支援金を支給するための経費として2,000万円を計上しております。

続きまして、事務局費の摘要欄①、アの私立学校電気料金等高騰対策支援事業では、電気料金等の高騰に対応するため、私立学校に対する支援のための経費として78万円を計上しております。

以上、こども未来政策課の補正後の予算総額は33億8,164万8,000円となっております。

5 ページを御覧ください。

子育て応援課でございますが、児童福祉総務費の摘要欄①、イの児童等利用施設電気料金等高騰対策事業では、保育所等への支援のための経費として798万円を計上しております。

続きまして、児童福祉施設費の摘要欄①、アの幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業費補助金では、幼保連携型認定こども園における、遊具等やICT環境の整備への支援のための経費として7,430万円を計上しております。

以上、子育て応援課の補正後の予算総額は79億5,848万9,000円となっております。

6 ページを御覧ください。

青少年・こども家庭課でございますが、児童福祉総務費の摘要欄②、アの児童等利用施設電気料金等高騰対策事業では、放課後児童クラブや児童養護施設等への支援のための経費として168万円を計上しております。

続きまして、母子福祉費の摘要欄①、アのひとり親家庭生活支援給付金事業では、食品等の物価高騰に直面し、特に影響を受けるひとり親家庭の経済的負担を軽減し、生活の安定を図るため、給付金を支給する経費として4,635万円を計上しております。

以上、青少年・こども家庭課の補正後の予算総額は40億348万1,000円となっております。

7 ページを御覧ください。

繰越明許費追加分でございます。

さきに御説明いたしました補正予算のうち、こども未来政策課の企画調整費をはじめとする3課5事業につきましては、合計で1億4,168万4,000円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

今後、事業の早期執行に鋭意努めてまいる所存でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上が、今定例会に提出を予定しております案件でございます。

続きまして、この際、2点御報告させていただきます。

資料1-1を御覧ください。

徳島県こども計画案についてでございます。

本計画につきましては、11月定例会の当委員会におきまして、素案の御報告を申し上げたところです。

その後、パブリックコメントをはじめ、子供、若者からの意見聴取、とくしまこども未来会議での審議、答申を踏まえまして最終案としております。

また、計画に親しみを持っていただくため、子供たちに計画の愛称を募集した結果、138点の応募から小学生より提案があった、とくしまこどもまんなか大作戦としたところであります。

取組内容につきましては、4、主な取組内容に記載のとおり、基本目標1、こどもの権利を大切にしますをはじめ、六つの基本目標の実現に向けた取組をそれぞれ位置付けると

ともに、5、主な数値目標では、こどもの意見表明の場への参加者数や「こどもの居場所」箇所数など、18の数値目標を設定しております。

今後の推進体制につきましては、6、施策の総合的推進体制の整備にございますとおり、こども施策の実施・評価に当たり、子供・若者、子育て当事者の意見を聴き、その意見を反映できるよう必要な措置を講じながら推進するとともに、計画の点検・評価、見直しを行いながら事業を実施してまいります。

なお、今回、子供たちから寄せられた御意見については、反映状況など意見聴取結果として計画に掲載しております。

詳細につきましては、資料1－2、資料1－3を御参照くださいますようお願いいたします。

続きまして、資料はございませんが、当部における職員の不祥事案について御報告させていただきます。

酒気帯び運転の道路交通法違反で検挙された職員について、去る1月17日付けで停職12月の処分がなされました。

この度の行為は公務員としてあるまじきものであり、大変申し訳ない思いでございます。

今後、県民の皆様からの信頼回復に向け、より一層の職員の綱紀の粛正及び服務規律の確保の徹底に努めてまいります。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

立川委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

眞貝委員

今日の新聞にも保育料の無償化のお話載っていたと思うのですが、私は11月にも聞かせていただきましたが、今回出てきている予算の中身を教えてくださいませんか。

玉岡子育て応援課長

ただいま、今回予算案で出させていただいております0歳から2歳の保育料無償化の事業概要について御質問いただきました。

この保育料の無償化につきましては、さきの11月議会で、第一子から保育料無償化を見据えた本県独自の支援策に着手する方針をお示しさせていただきまして、その後、市町村の皆様御意見、他県の先行事例なども踏まえながら検討を進めてきたところでございます。

今回の予算につきましては、国の制度では対象となっていない0歳から2歳について、新たに第一子以降を対象とした保育料の無償化を実施いたします。

実施時期につきましては、市町村における準備期間などを考慮し、令和7年9月からとさせていただきます、所得制限につきましては、30代子育て世帯の平均的な年収や他県の先行事例などを踏まえ、世帯年収640万円未満とさせていただきます。

これによりまして、県全体では保育所に入所するお子さんのおおむね 7 割強の方が支援対象になると見込んでおります。

今回の制度は、市町村への補助制度となりまして、補助率につきましては、県、市町村の各自治体の負担にさせていただいております。

眞貝委員

今回の売りは、0 歳からということと徳島県が 640 万円未満の所得制限を作ったことなので、一世帯で 640 万円未満の方ということですね。

640 万円は全国的にどれぐらいの順位というか、他県はどれぐらいの金額を設定しているのですか。

玉岡子育て応援課長

ただいま、他県の事例などの状況について御質問いただきました。

現在、保育料の第一子以降の無償化を実施しておりますのは 5 県ございまして、いずれの県も所得制限を設けております。

そのうち、本県と同じ世帯年収 640 万円未満を対象としているのは 1 県、その他の 4 県は、より低所得の世帯に限定した無償化となっております、全国的に見たところ、本県の制度は手厚い支援内容になっているかと自負しております。

眞貝委員

5 県あって、年収 640 万円未満の世帯は、非常に行き渡りやすいことになるわけですね。他県はそれより低いということですから、それだけケアがしやすいということになると言えるわけです。

11 月にお話しさせてもらったのですが、我々の町はできているところがあると思うんです。できていないところとか、保育でも、例えば立川委員長の藍住町であれば、もう民間委託でやられているところ等各町村いろいろあるということで、地元の近隣しか分からないんですけど、そのことを踏まえて、24 市町村の皆様にとどのような状況かと丁寧に聞いて進めていただきたいと御質問もさせていただいていたと思います。

各 24 市町村の反応というか対応といいますか、そのあたりはどのような感じだったんですか。

玉岡子育て応援課長

市町村の対応、また反応でございしますが、今回の制度設計に当たり市町村に聞き取りを行いましたところ、主な御意見といたしまして、拡大するその無償化の対象としては、例えば第二子よりは第一子以降が望ましいということ、それから、実施に当たりましては、住民の方々への周知広報とか規則改正とか、それぞれの御準備がありますので一定の準備期間が必要であり、実施時期としましては、通常保育料の改定時期が 9 月でございしますので、改定時期である 9 月に合わせてほしいといった御意見を頂きまして、今回の制度設計に当たって反映させていただいたところでございます。

また、今回の方針について市町村に説明を行いましたところ、県の方針につきましては

御理解いただいた上で、現在検討していただいている状況です。

眞貝委員

なぜこの質問をさせてもらったかといいますと、僕が最初に思ったのが、地元のことばかりでは失礼かも分からないのですが、板野の場合は全然制度ができています。県から2分の1を頂けるということで、非常に私どもの町としては助かるし喜んでいます。

他町においては、できていないところ、それから財源確保しないといけないということで非常に心配してしまう。この財源を確保するのが大変なのかと思っていたら、事務的作業に非常に人的な問題とかハード面とかいろいろなことがあって、進みにくいというお声も聞いたことがあるんです。いろいろな保育の補助金だけを付けるという感覚でなく、事務作業のほうにもハード面においても予算が必要になるかも分からないというお声も聞いています。

令和7年9月に開始ということですが、多分、24市町村はそろわないと思うんです。県民の若い方、子育て世代の人は、当然全部なるところもあるし、多分少し差が出る可能性もあると思います。いろいろな面で、保育の補助金だけでなく事務作業とかに関して、どこの課になるか分からないのですが、市町村からそういうお声も出るかも分からないと思いますので、連携を密にして、24市町村ができるだけ早くこの制度で保育ができるように進めていただきたいと思います。

とにかくいろいろな問題があると思いますので、連携を密にしてやっていただきたいと思います。お願いして質問を終わりたいと思います。

井下委員

今の眞貝委員の質問で、私も聞きたいんですけど、対象の人数と想定される予算は県内でどのくらいの予定なんですか。

玉岡子育て応援課長

ただいま、想定される人数というところでございますが、令和6年4月1日現在におきまして、対象となる0歳から2歳で保育所を利用しているお子さんが6,600人ほどございまして、おおむねそれぐらいかと思っております。

経費といたしましては、今回補助金で4億5,000万円ほど計上させていただいております。

実施時期が9月からですので、9月から3月の7か月分で4億5,000万円になっています。

井下委員

何か思ったより少なく済むんだという感じなんですけど、県で大体ざっとですけど6億円、7億円くらい年間掛かる感じですね。分かりました。

それと、先ほど眞貝委員もお話ししていたんですが、実施している市町村としていないところという、財源確保は大変と思うんです。当然コンセンサスは取ってやっていけないといけないんですけど、既に実施している市町村だと、例えば第一子の扱いとか、

小学生に上がったなら第二子だったのが第一子に繰り上がるパターンもあるみたいなんですが、この辺のスキームは横並びにして取り扱っていく考えでいいのか。

それと、市町村によっては、市町村またぎでお子さんが隣の町の保育園に行っているケースがあって、その場合、今の町によれば、例えば東みよし町の子が三好市の保育所に行ってしまったら対象外になるというようなことがあるんですけど、そういった市町村またぎ等についても、ルールは一緒になるようにする方向なんでしょうか。

玉岡子育て応援課長

まず、1点目のお子さんの年齢の第一子、第二子のカウントの仕方は、国の制度は兄弟が同時入所しているところが要件なんですけど、県の補助要綱上は、第一子が小学校に上がっても可能な、18歳を上限にしておりますので、基本的には県の制度として18歳までということでクリアしています。

2点目の市町村またぎ、いわゆる広域連携のお話かと思うんですけども、広域で複数の市町村がございますので、両方の市町村が補助制度を設けておかないとという課題もございますので、県としても、できるだけ県下全ての市町村で何らかの支援ができるように協力をお願いしていきたいと思います。

井下委員

子育て世代にとっては大変有り難いところではございますが、逆に格差が生まれないようにコンセンサスをとって丁寧にやっていただけたらと思いますので、お願いしておきます。

それと、別の質問に移らせていただきます。

今回上がっている一時保護施設整備事業についてお伺いします。

児童虐待とか様々な理由で保護者から子供をお預かりする一時保護施設でございますが、子供にとっては一時保護という急激な環境変化等で不安が大きかったりするわけです。時代を追うごとに手厚い対応が更に求められているような気がするんですが、今回上がっている一時保護施設整備事業について、今後どのように取り組んでいくのか質問させていただきます。

まず一つ目に、今回の整備事業の事業概要を説明していただきたいのと、また基本計画においてどのようなことを検討していくのか、併せてお願いいたします。

原田青少年・こども家庭課長

ただいま井下委員より、一時保護施設整備事業につきまして、その概要と基本計画のことで御質問いただきました。

まず、一時保護施設につきましては、児童虐待など様々な理由によりまして、児童相談所長の判断により子供を一時的に保護する施設でございます。

本県の一時保護施設の設置数につきましては、県内1か所ございまして、定員数が少ないことに加えて居室が相部屋となっていることもありまして、児童虐待の増加等で、様々な特性を持つ子供の受入調整で苦労している現状も見受けられるところでございます。

また、今年度、国におきましては、一時保護施設の設備や運営に関する新たな基準が定

められまして、例えば一人部屋の導入であったり、できる限り家庭的な居住環境で暮らす、施設内でのユニット整備などが示されているところでございます。

県におきましても、国が求める基準を条例として定める必要があるため、これを定めまして子供が安心して過ごせる環境を整備していく必要がございます。

こうした状況を踏まえ、新基準にも適合した一時保護施設の早急な整備が必要と判断させていただきまして、この度、基本計画の策定や建設地の確保に係る予算につきまして計上させていただく予定でございます。

委員お尋ねの基本計画につきましては、施設の規模や、機能を具現化するための基本計画でございます。例えば、敷地内の調査、法規制の確認、施設の規模や配置等の検討を進めていきたいと考えており、施設の全体像を取りまとめた上で概算費用や工事の工期なども検討していければと考えております。

井下委員

新基準ではございますが、一時保護された子供たちが安心できるよう、きめ細かなケアや配慮が必要であると考えております。

また、新たな施設において、新基準のところもあるんですが、どのような点に取り組んでいかれるのか伺います。

原田青少年・こども家庭課長

ただいま井下委員より、この度の一時保護施設の整備に当たり、どのような点に配慮していくのかという御質問でございます。

一時保護につきましては、子供が一時的に家庭から離されて保護していく状況でございまして、委員お話しのとおり子供にとって不安が大きく、きめ細やかなケアや配慮を行うことが重要だと認識しております。

一時保護施設の新たな基準におきましては、一人部屋の導入によるプライバシーの保護に加えまして、浴室・トイレ等の設備に関するジェンダーアイデンティティへの配慮、また、子供の権利を守るために、子供の意見や意向を尊重した支援であったり、学習面でも子供の適正能力に応じた学習支援も基準として定められております。

また、こうしたきめ細やかな一人一人に寄り添った支援を行っていくためにも、施設内の児童指導員や学習指導員の職員配置の基準も規定されているところでございます。

県ではこうした基準も踏まえて、既存の一時保護施設におきまして、こうした対応が図られますよう環境整備にも努めてまいりながら、今後、一時保護施設の整備においても、ノウハウを生かしながら、子供の最善の利益が図られるように、今からしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

井下委員

施設ができると大体30年使うわけですが、今までの30年を考えると、虐待等子供を取り巻く環境はすごく変わってきております。ここ30年で子供の数は減っていても、残念ながらこういった事案が減らないのが現状でございますので、やはり先々まで見据えたいろいろな取組ができるような環境整備をしていただきたいと思いますと思っております。

例えば、18歳から22歳ぐらいまでの女性の保護についても、他部局との連携になると思うのですが、夜の世界がセーフティネットになってしまっている子たちを早いうちにしっかりと保護して、併せていろいろと相談に乗ってあげられるような体制も取っていただきたいと思います。前にも質問させていただいたと思いますが、一時保護だけでなく、その母子の支援施設など、いろいろと必要なものを合わせて整備していただきたいと思います。

先ほどの18歳以上の女の子は、特にもう大人としていろいろな契約書にサインもできるような形になってしまっているのです、学校を卒業した子たちのフォローを、できる限りその学校に行っている間からしっかりと引き継げるような体制も取っていただきたいと思います。いろいろと御相談しながらやれたらと思いますので、お願いします。

立川委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上でこども未来部関係の調査を終わります。

これをもって、文教厚生委員会を閉会いたします。（14時27分）